

三重県公報

平成29年10月31日(火)

号 外

目 次

(番号) (題名) (担当) (頁)

告 示

762 災害救助法による救助の実施 (健康福祉総務課) 2

公 告

被災者生活再建支援法の対象となる自然災害の認定 (災害対策課) 2

告 示

三重県告示第 762 号

平成 29 年台風第 21 号による災害を受け、平成 29 年 10 月 22 日付けで伊勢市及び玉城町(以下「2 市町」という。) に災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。) を適用したことに鑑み、法第 13 条第 1 項の規定により、救助の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を次のとおり 2 市町の長が行うこととします。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 2市町の長が行うこととする事務の内容
- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 被災者の救出
- (5) 被災した住宅の応急修理
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の捜索及び処理
- (9) 障害物の除去
- (10) (1)から(9)に掲げる救助に伴う輸送費及び賃金職員等雇上費
- 2 2 市町の長が1に掲げる事務を行うこととする期間
 - 1の(1)及び(2) 平成29年10月22日から同月28日まで
 - 1の(3) 平成29年10月22日から同月31日まで
 - 1の(4) 平成29年10月22日から同月24日まで
 - 1の(5) 平成29年10月22日から同年11月21日まで
 - 1 の(6) 教科書 平成 29 年 10 月 22 日から同年 11 月 21 日まで 文房具及び通学用品 平成 29 年 10 月 22 日から同年 11 月 5 日まで
 - 1の(7)、(8)及び(9) 平成29年10月22日から同月31日まで
 - 1の(10) 1の(1)から(9)までのそれぞれの期間

公 告

平成 29 年 10 月 22 日、伊勢市及び玉城町の区域において発生した平成 29 年台風第 21 号による災害を被災者 生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)の対象となる自然災害とします。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/